

# 区域区分等の一斉見直しについて

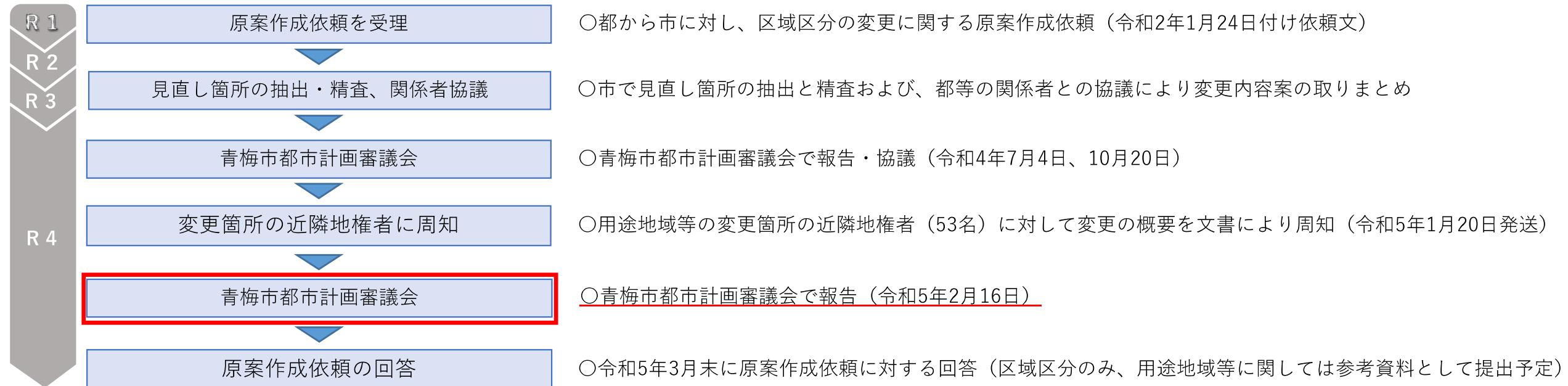
## 1 背景

前回の区域区分等の見直し（平成16年度）から約18年が経過し、区域区分等の境界根拠としている地形地物の変更（変化）などが生じており、整合を図るために見直しの必要性が生じている。このため、区域区分の決定権者である東京都から令和2年1月24日付けで、都市計画法第15条の2第1項にもとづく区域区分の変更に関する原案作成依頼があった。

用途地域等については青梅市が決定権者であるが、都市計画の整合を図る観点から区域区分に合わせて見直しを進めている。

## 3 これまでの経過

これまでの経過は以下のとおりである。



## 4 原案作成依頼に対する回答（検討結果）

- (1) 都決定：区域区分  
⇒ 変更箇所なし、ただし議定図の背景図を最新の地形図に差し替えた図書を提出する。
- (2) 市決定：用途地域等（用途地域、高度地区、防火・準防火地域、特別用途地区）  
⇒ 変更箇所が2箇所あり（別紙参照）、参考に市決定の図書についても都に提出する。

## 5 今後のスケジュール

令和5年3月に東京都に回答後は、青梅市が決定権者である用途地域等について右図のようなスケジュールで都市計画変更の手続きを進める。  
なお、都市計画決定の時期は都決定の区域区分と同日に行う予定である。

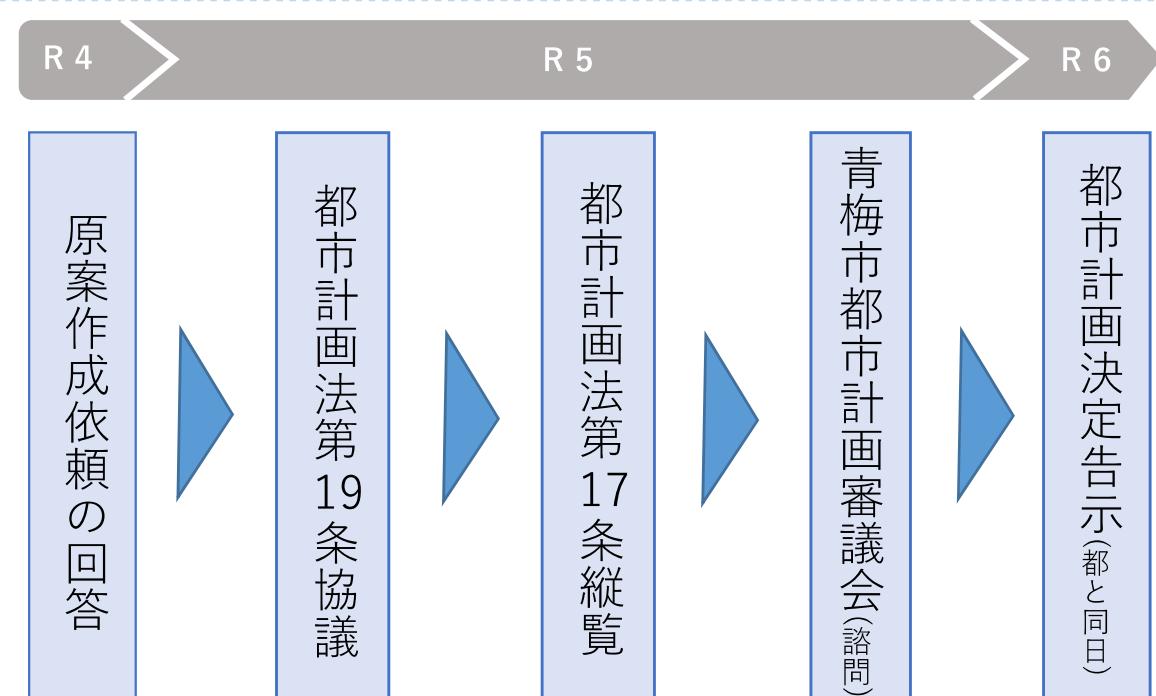
## 2 見直し対象と見直し項目

### ■見直し対象

平成16年以降の地形地物の変更等にもとづく変更

### ■見直し項目

- (1) 都決定：区域区分
- (2) 市決定：用途地域等（用途地域、高度地区、防火・準防火地域、特別用途地区）



変更箇所 位置図

## 変更箇所図 (柚木町2丁目の一部)

变更箇所

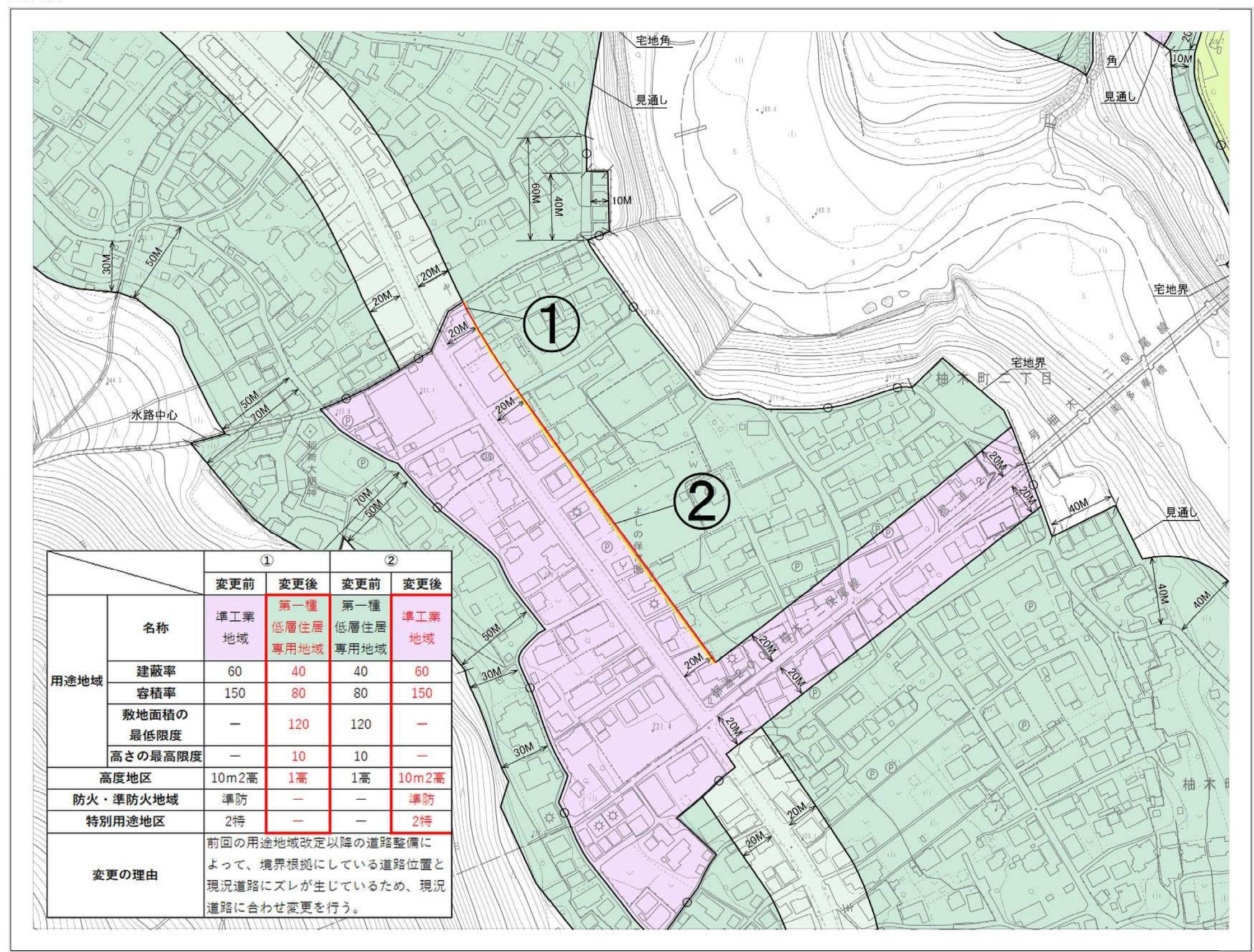
## 変更箇所図 (和田町2丁目の一部)

变更箇所

「二心地蔵は東京御殿鏡尺12,200円彩色画（原作22年復版）を使用したものである。（BENTO判所第2017号-3）」  
「（著者）姓：27歳市基山都第156号、平成27年6月4日）無断複数転載禁止

## 変更箇所図（柚木町2丁目の一部）

1 : 2, 500

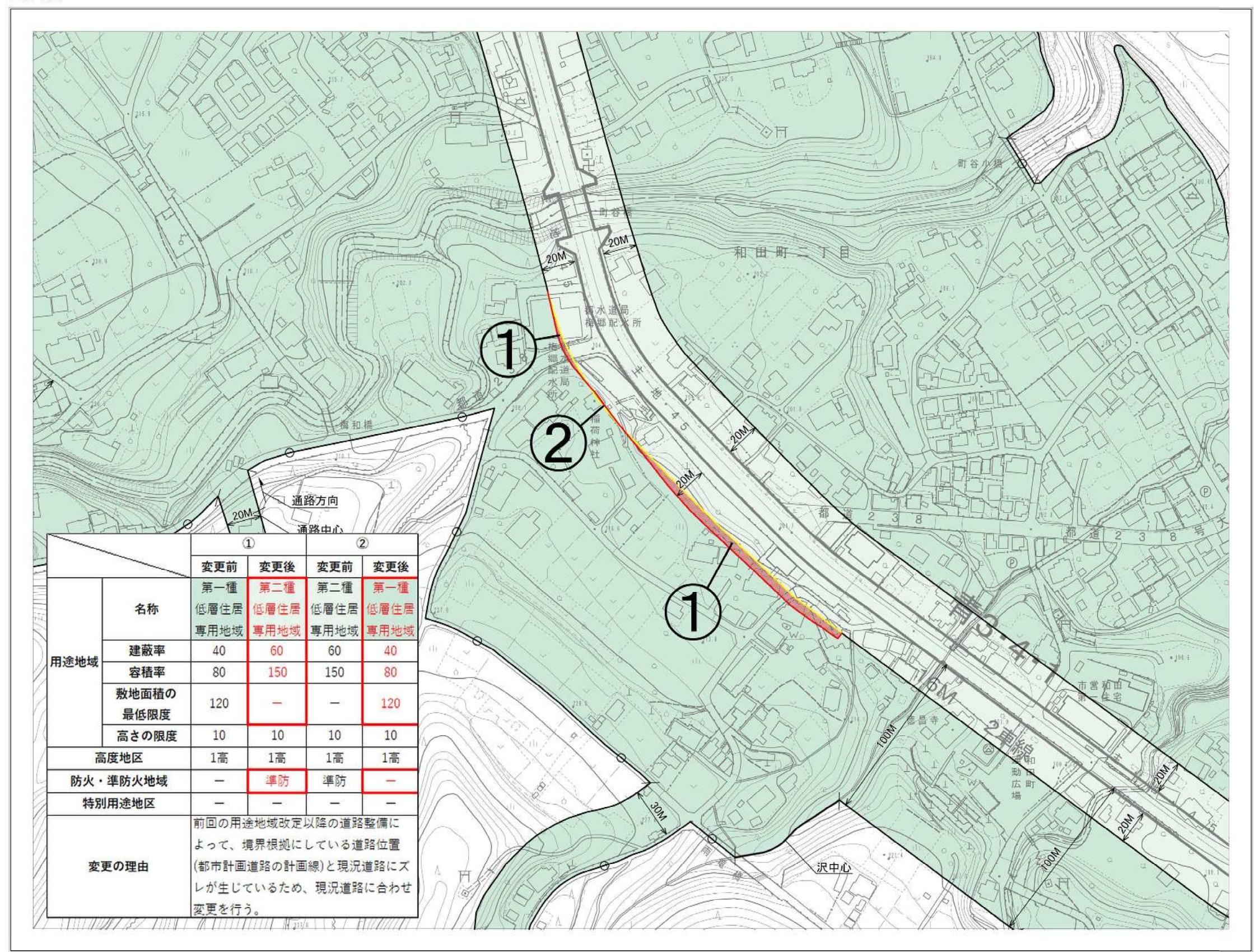


N

凡 例			
	用途地域等の境界線（変更後）		準工業地域
	用途地域等の境界線（変更前）		第一種低層住居専用地域
	変更する区域		第二種低層住居専用地域

## 変更箇所図（和田町2丁目の一部）

1 : 2, 500



N

凡 例			
用途地域等の境界線（変更後）		第一種低層住居専用地域	
用途地域等の境界線（変更前）		第二種低層住居専用地域	
変更する区域			